

# 展示品紹介



くじかたおさだめがき

## ③ 公事方御定書

裁判の基準を  
定めるために  
くじかたおさだめがき  
公事方御定書を制定し  
よう……！



とくがわよしむね  
8代将軍：徳川吉宗

一火附者年執放取を  
 人殺之故并宗任を  
 一之殺二日晒一日川也活扱と禁日  
 者晒と禁切懸打懸者何と死  
 地之殺の家之川也獄日自負之  
 家之死眾之地之殺者川也獄日  
 日自負の負の家之を治之入之親取  
 川也獄日自負者川也死眾切  
 者死眾 但多座之候を治取ふ迄  
 一親殺者川也と禁日自負の親取  
 禁日切懸打懸者死眾  
 一男伯人伯母名押殺者川也獄日

主に庶民しよみんを対象としたもので、

寛保2年かんぼう（1742）にひとまず完成しました。



この人が大岡忠相

ちなみに、<sup>おおおかただすけ</sup>吉宗は<sup>まちぶぎょう</sup>大岡忠相を町奉行にするなど  
<sup>じんざいとうよう</sup>人材登用にも熱心でした。

絵：大岡政談 天一坊実記（当館蔵）

